

東日本大震災復旧等緊急保証のご案内

東日本大震災の被害から復旧等に取り組みられる林業者・木材産業者の皆様^(※1)を引き続き支援するため、従来資金とは別枠で債務保証を行う臨時資金の受付を1ヶ年延長しました。

受付期間

平成30年3月31日まで

対象資金

農林漁業信用基金(林業部門)が保証対象とするすべての資金

1号資金

被災地の復旧及び復興に係る運転資金、設備資金
(公庫の設備資金に係る融資残融資も対象となります)
ア 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域^(※2)に事業拠点を有し、東日本大震災により被害を受けた方(以下「被災林業者等」)が行う復旧・復興事業
(特定被災区域で事業を行っていた被災林業者等が 特定被災区域外に事業拠点を移して行う復旧事業を含みます)
イ 特定被災区域内において林業・木材産業の復興に資する事業

2号資金

特定被災区域内の主要販売先の罹災などによる間接的被害に係る運転資金

保証の範囲

原則100%保証

保証限度額

既存の一般保証分とは別枠で、原則4億円
(これによりがたい場合は個別にご相談ください)
設備資金は事業の再建などに必要な範囲で基金が認めた額とし、
運転資金とは別枠

保証料

貸付日から1年間の保証料は免除
(2号資金については特定被災区域内にお住まいの方のみで、28年度以前から本資金を利用いただいている方についても同様です)

担保

無担保の限度額 4億円
(設備資金については原則として担保が必要です。補助事業の自己負担分についてご利用いただく場合は特にご注意願います)

連帯保証人

1名以上(組合・会社の場合、代表者を含む)
個人については上記無担保の枠内で最大1,250万円まで
無保証人とすることが可能

保証期間

運転資金・設備資金ともに15年以内(据置期間3年以内)

出資金

本資金の新規利用者は保証額に関わらず1万円、
既に出資されている場合は追加出資不要

(※1)保証申込みまでの3ヶ年の年間売上高平均が震災前の3ヶ年の年間売上高平均に満たない方
(※2)特定被災区域とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に定める区域

当保証の詳細については、農林漁業信用基金 林業部 保証課

TEL 03-3294-5585・5586 までご相談下さい

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。